大阪市告示第1211号

次の施設について、大阪市立プール条例(昭和49年大阪市条例第41号)第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年8月29日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
	令和7年9月2日(火)	
大阪市立	令和7年9月9日(火)	午後3時から
	令和7年9月16日(火)	午後8時まで
西屋内プール	令和7年9月23日(火)	午後3時から
水泳場	为和7年9月23日(火)	午後6時まで
	令和7年9月30日(火)	午後3時から
		午後8時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)